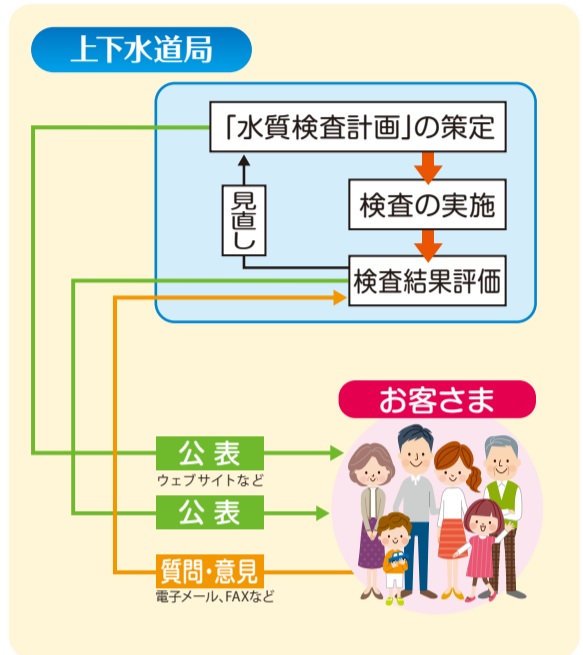


# 平成30年度 水質検査計画を策定しました

安全で良質な水をお客さまにお届けするため、相模湖などの水源、浄水場及び給水栓(じゃ口)で定期的に水質を調査しています。水質検査計画は、検査項目、検査をする頻度、検査地点などをお客さまにわかりやすく示し、適正で透明性の高い水質検査を実施することを目的に策定しています。

**水質検査計画は、お客さまのご意見を反映していきます**

水質検査計画に基づいて、平成30年度の水質検査を行い、その結果を公表するとともに、次年度の水質検査計画に反映していきます。



## 給水栓(じゃ口)の水質基準項目と検査頻度

| 項目                                    | 水質基準値        | 検査頻度(回/年) |
|---------------------------------------|--------------|-----------|
| 1 一般細菌                                | 1mL中集落数100以下 | 12        |
| 2 大腸菌                                 | 検出されないこと     | 12        |
| 3 カドミウム及びその化合物                        | 0.003mg/L以下  | 4         |
| 4 水銀及びその化合物                           | 0.0005mg/L以下 | 4         |
| 5 セレン及びその化合物                          | 0.01mg/L以下   | 4         |
| 6 鉛及びその化合物                            | 0.01mg/L以下   | 4         |
| 7 ヒ素及びその化合物                           | 0.01mg/L以下   | 4         |
| 8 六価クロム化合物                            | 0.05mg/L以下   | 4         |
| 9 亜硝酸態窒素                              | 0.04mg/L以下   | 12        |
| 10 シアン化物イオン及び塩化シアン                    | 0.01mg/L以下   | 4         |
| 11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素                      | 10mg/L以下     | 12        |
| 12 フッ素及びその化合物                         | 0.8mg/L以下    | 12        |
| 13 ホウ素及びその化合物                         | 1.0mg/L以下    | 4         |
| 14 四塩化炭素                              | 0.002mg/L以下  | 4         |
| 15 1,4-ジオキサン                          | 0.05mg/L以下   | 4         |
| 16 ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L以下   | 4         |
| 17 ジクロロメタン                            | 0.02mg/L以下   | 4         |
| 18 テトラクロロエチレン                         | 0.01mg/L以下   | 4         |
| 19 トリクロロエチレン                          | 0.01mg/L以下   | 4         |
| 20 ベンゼン                               | 0.01mg/L以下   | 4         |
| 21 塩素酸                                | 0.6mg/L以下    | 12        |
| 22 クロロ酢酸                              | 0.02mg/L以下   | 4         |
| 23 クロロホルム                             | 0.06mg/L以下   | 4         |
| 24 ジクロロ酢酸                             | 0.03mg/L以下   | 4         |
| 25 ジブromokロロメタン                       | 0.1mg/L以下    | 4         |
| 26 臭素酸                                | 0.01mg/L以下   | 4         |

| 項目                   | 水質基準値         | 検査頻度(回/年) |
|----------------------|---------------|-----------|
| 27 総トリハロメタン          | 0.1mg/L以下     | 4         |
| 28 トリクロロ酢酸           | 0.03mg/L以下    | 4         |
| 29 プロモジクロロメタン        | 0.03mg/L以下    | 4         |
| 30 プロモホルム            | 0.09mg/L以下    | 4         |
| 31 ホルムアルデヒド          | 0.08mg/L以下    | 4         |
| 32 亜鉛及びその化合物         | 1.0mg/L以下     | 4         |
| 33 アルミニウム及びその化合物     | 0.2mg/L以下     | 4         |
| 34 鉄及びその化合物          | 0.3mg/L以下     | 4         |
| 35 銅及びその化合物          | 1.0mg/L以下     | 4         |
| 36 ナトリウム及びその化合物      | 200mg/L以下     | 4         |
| 37 マンガン及びその化合物       | 0.05mg/L以下    | 4         |
| 38 塩化物イオン            | 200mg/L以下     | 12        |
| 39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) | 300mg/L以下     | 4         |
| 40 蒸発残留物             | 500mg/L以下     | 4         |
| 41 陰イオン界面活性剤         | 0.2mg/L以下     | 4         |
| 42 ジェオスミン            | 0.00001mg/L以下 | 適宜        |
| 43 2-メチルイソボルネオール     | 0.00001mg/L以下 | 適宜        |
| 44 非イオン界面活性剤         | 0.02mg/L以下    | 4         |
| 45 フェノール類            | 0.005mg/L以下   | 4         |
| 46 有機物(全有機炭素TOCの量)   | 3mg/L以下       | 12        |
| 47 pH値               | 5.8以上8.6以下    | 12        |
| 48 味                 | 異常でないこと       | 12        |
| 49 臭気                | 異常でないこと       | 12        |
| 50 色度                | 5度以下          | 12        |
| 51 濁度                | 2度以下          | 12        |

水質基準は人の健康への影響や生活への支障が生じることがないように法令により51項目が定められています。川崎市では、この水質基準項目51項目に加えて、さらに水質管理目標設定項目、要検討項目等についても検査を行っています。

なお、水質検査は水道水だけでなく、水源や浄水場の原水(水道水になる前の水)でも行っており、あわせて約150項目の検査をしています。

水質検査計画に基づき検査を実施していますが、給水栓(じゃ口)についてはすべて水質基準に適合していますので、安心してご使用ください。



## 水質検査地点概要図



詳細については、上下水道局ウェブサイトをご覧ください。

水道水質課 ☎ 044-911-3005 FAX 044-900-9545

## 検針時にお届けする「使用水量のお知らせ」を変更します

川崎市上下水道局では、納期限をより分かりやすくお伝えするために、平成30年4月から検針時にお届けする「使用水量のお知らせ」を「**使用水量のお知らせ兼納入通知書**」に変更します。「使用水量のお知らせ兼納入通知書」には、「納期限」、「納期限までにお支払いされなかった場合の遅延損害金(水道料金)と延滞金(下水道使用料)」について記載しています。なお、「使用水量のお知らせ兼納入通知書」ではお支払いできません。払込用紙によりお支払いされる場合は、同封する納付書を取扱窓口(金融機関又はコンビニエンスストア)にご持参ください。

使用水量のお知らせ兼納入通知書(表面)

|                 |                       |                                      |                    |
|-----------------|-----------------------|--------------------------------------|--------------------|
| 使用水量のお知らせ兼納入通知書 |                       | 水道番号                                 | 12345678           |
| 水道 太郎 様         |                       |                                      |                    |
| 川崎区宮本町1番地       |                       |                                      |                    |
| クレジットカード納付用番号   |                       | 納付番号                                 | 12345678001        |
| 確認番号            |                       | 確認番号                                 | 12345678901        |
| 検針年月日           | 平成30年〇月〇日             | 種別                                   | 一般                 |
| 使用戸数            | 1                     | 下水                                   | 1                  |
| 取納方法            | 口座                    | 口座                                   |                    |
| 今回指針(額)         | 1547 (円)              | 引上指針                                 |                    |
| 前回指針            | 1507                  | 前回指針                                 |                    |
| 差引水量            | (1) 40 m <sup>3</sup> | 取替まで(2)の水量                           | (4) m <sup>3</sup> |
| (1)+(2)+(3)+(4) | m <sup>3</sup>        | 合算水量                                 | m <sup>3</sup>     |
| 使用水量            | 40 m <sup>3</sup>     | 水道料金等のお知らせ                           |                    |
| 前年同期使用水量        | 37 m <sup>3</sup>     | 平成30年〇月〇日分(〇月〇日～〇月〇日)                |                    |
| 水道料金            | 4,449 円               | 水道料金                                 | 3,450 円            |
| 内消費税等相当額        | 329 円                 | 内消費税等相当額                             | 164 円              |
| 下水道使用料          | 4,233 円               | 下水道使用料                               | 3,309 円            |
| 内消費税等相当額        | 313 円                 | 内消費税等相当額                             | 157 円              |
| 合計金額            | 8,682 円               | 合計金額                                 | 6,759 円            |
| 内消費税等相当額        | 642 円                 | 内消費税等相当額                             | 321 円              |
| 発行              | 平成30年〇月〇日             | 納期限                                  | 平成30年〇月〇日          |
| 川崎市上下水道事業管理者    | 印                     | ※納期限を過ぎお支払いされた場合、遅延損害金等が発生することがあります。 |                    |
|                 |                       | ※今回の検針予定日は〇月〇日です。                    |                    |

裏面記載内容

**納期限**(※当該日が公金取扱金融機関の休業日であるときは、翌営業日となります。また、一部例外があります。)

- 検針時の取納方法が納付書によるお支払いで登録されている場合  
納入通知書の発行日の翌日から起算して14日です。
- 検針時の取納方法が口座振替又はクレジットカードによるお支払いで登録されている場合  
水道料金及び下水道使用料の検針月の翌月11日です。

**納期限までに完納されなかった場合**

- 水道料金について  
水道料金が2,000円以上であるときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、水道料金の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。)\*に年5%の割合を乗じて計算した遅延損害金を納めていただきます。
- 下水道使用料について  
下水道使用料が2,000円以上であるときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、下水道使用料の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。)\*に年5%の割合を乗じて計算した遅延損害金を納めていただきます。
- 納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間……年7.3%
- 納期限の翌日から1か月を経過した日以後の期間……年14.6%
- ※上記の割合は、当分の間、川崎市債権管理条例第3項に定める延滞金の割合の特例が適用されます。
- 詳しくは、川崎市上下水道局ウェブサイトをご覧ください。
- ※計算した遅延損害金・延滞金の額が100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てます。
- ※遅延損害金・延滞金の全額が1,000円未満であるときは、その全額を切り捨て、遅延損害金・延滞金はかかりません。

**下水道使用料に不服がある場合**

- この通知書の下水道使用料に関する記載事項に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、川崎市を被告として(川崎市上下水道事業管理者が被告の代表となります。)\*処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。  
② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

川崎市上下水道局

営業課 ☎ 044-200-3359 FAX 044-200-3996